

住民投票条例の制定にむけて



市政の重要な施策の決定に市民の皆さんの声を「明石市住民投票条例」の素案を作成

市は、市民の皆さんの声を市政に反映させるため、「明石市住民投票条例」の制定に向け取り組んでいます。平成25年度から昨年度にかけて、「明石市住民投票条例検討委員会（会長：角松生史 神戸大学大学院教授）」において条例内容に関する検討が行われ、答申書がまとめられました。市は、答申内容を十分に尊重し、同条例の素案を作成しましたので、紹介します。お問い合わせ／法務課（TEL 918-5041 FAX 918-5103）

住民投票とは？

市政に関わる極めて重要な事案や政策について、投票によって直接市民の皆さんの意思を確認し、その結果を市政に反映させる制度です。この制度の手続きを定めるのが住民投票条例です。

この条例はなぜ必要？

明石の自治を築くために最も大切なことを定めた「明石市自治基本条例」（平成22年4月施行）の中で、常設型の住民投票制度を導入することが定められています。しかし、現在、住民投票条例が制定されていないため、明石市には常設型の住民投票制度がありません。この状態を解消するため、市は、住民投票条例の成立に向け、取り組んでいます。10月にパブリックコメントを実施し、12月の市議会に条例案を提出する予定にしています。

住民投票条例のポイント

➔ 署名数の要件は、住民投票発議の可否に直結する重要なポイントです。検討委員会において、署名数の要件について議論した結果、投票資格者の「8分の1以上」とすることを結論としました。それを受けて市は条例素案についても「8分の1以上」とすることとしました。



検討委員会では「必要な署名数」について次のような意見が出ました

投票資格者の

6分の1以上

・市町村合併のため「合併協議会」の設置の是非を問う際の住民投票（法的拘束力を持つ）の請求要件を参考に
・住民投票が成立する要件（投票率、得票率）を定め、相応の署名数は必要



検討委員会の結論

委員会ですさまざまな議論が行われた結果、「8分の1以上」とすることに委員全員が合意し、それを委員会の結論とする

【条例素案】8分の1以上の連署により、住民投票の実施を請求することができる

投票資格者の

10分の1以上

・住民投票制度をつくっても、要件が厳しいと市民が運用できない
・市民の意見を反映するためにできるだけ関心を集められる制度にすべき



投票資格者の

8分の1以上

・法的拘束力を持たない尊重義務を課すだけの住民投票では、法的拘束力を持つ「合併協議会」の請求要件（6分の1）より、要件を緩和することは考えられる
・一定の署名数をもって請求された事案は、住民投票の対象とみなすことから、10分の1では要件が低い



他の自治体と比較すると…

市で確認したところ、平成27年9月現在、全国で57自治体において常設型住民投票条例が制定されています。明石市よりも要件が厳しい自治体が51自治体あり、全国的に見て、比較的住民投票の発議しやすい要件になっています。

全国の常設型住民投票条例の必要署名数

必要署名数	自治体数	主な自治体
10分の1以上	4自治体	広島県広島市 千葉県野田市など
8分の1以上	2自治体	千葉県我孫子市 北海道増毛町
100分の13以上	1自治体	東京都小金井市
6分の1以上	20自治体	埼玉県川口市 大阪府豊中市など
5分の1以上	8自治体	神奈川県厚木市 兵庫県篠山市など
4分の1以上	9自治体	新潟県上越市 大阪府岸和田市など
3分の1以上	13自治体	神奈川県大和市 山口県防府市など

発議しやすい 少 必要署名数 多

明石市はココ

市長コラム | 市民の意思を市政に

まちづくりの主役は市民です。住民投票条例の成立により、市民の暮らしに直結する極めて重要な問題について、投票によって市民の意思を表明することができるようになります。自治基本条例の施行後、早い段階での住民投票条例の成立を目指していましたが、市民や市議会からのさまざまなご意見を踏まえ、丁寧に議論を進めていくため、検討委員会を設置しました。検討委員会において約1年間、計11回にわたり議論していただき、その結果として、昨年答申を示していただきました。それを受けて、市はこのたび、条例の素案を作成しました。できるだけ幅広く市民の意思を市政に反映させることができるよう、対象事項を限定せず、投票要件を広く設定し、発議に必要な署名数も投票資格者の8分の1と、他の自治体と比較しても住民投票を発議しやすい要件となっています。

今回の広報紙では、条例素案に対するパブリックコメントも実施しますので、皆様のご意見をお寄せください。



明石市長 泉 房徳

作成

詳しくはこちら

「明石市住民投票条例」について、詳しくは市ホームページで紹介しています。また、条例素案は、法務課（市役所本庁舎4階）、行政情報センター（同2階）、各市民センター、各小学校区コミセンで配布しています。

明石市 住民投票条例 検索



住民投票の流れ

投票事案の発生

代表者証明書の申請・交付

署名の収集・署名簿の提出

住民投票実施の請求

住民投票実施の決定・実施

投開票・結果公表

投票結果の尊重

住民投票の対象事項は？

● 将来にわたって明石市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項

ポイント

住民投票の請求資格者、投票資格者は？

18歳以上で日本国籍を持つ人、定住外国人とする
※ただし、引き続き3か月以上明石市の住民基本台帳に登録されている人に限る

- これからのまちづくりを担う若い人たちの意見を広く聞く必要があるため、年齢要件は18歳以上
- 住民投票は市の施策について市民の意思を確認するためのものであるため、同じ地域で生活している定住外国人（特別永住者や永住者、その他引き続き3年を超えて日本に在住する人）も含める

署名の収集方法は？

- 署名簿に署名、署名年月日、住所、生年月日を記載。押印は不要
- 署名の収集期間は2か月間

住民投票実施に必要な署名数は？

市民への情報提供は？

- 市が保有する情報を、市広報紙・ホームページなどで投票資格者に対して提供
- 公平性・中立性に十分配慮

投票が成立するための要件は？

- 住民投票の成立要件を設けない
- 開票についても要件は設けず、必ず結果を公表

住民投票の結果の取り扱いは？

- 明石市自治基本条例第14条第2項の規定により、市長等および市議会は、住民投票の結果を尊重

条例素案への意見を募集します

応募方法／持参、郵送、ファクシミリ、市ホームページ（住民投票条例意見募集入力フォーム）に、住所、氏名、年齢、意見を記入し、10月31日（必着）まで（持参は10月30日まで）に法務課（〒673-8686 市役所本庁舎4階 TEL 918-5041 FAX 918-5103）へ。

マイナンバー「通知カード」を送付番号は、むやみに他人に教えないでください
市民課（TEL 918-5019 FAX 918-5138）

10月5日からマイナンバー制度が始まります。10月下旬から順次個人番号を記載した「通知カード」が簡易書留で送付されます。カードに記載された内容は重要な個人情報です。むやみに他人に教えないように大切に保管してください。

<詐欺にご注意を>

電話や訪問でマイナンバーを訪ねることはありません。職員を装った詐欺にご注意ください。



マイナンバーカードに送付するお問い合わせは
TEL 0570-783-578（全国共通ナビダイヤル）へ

計画・条例素案への意見を募集します

▶ 明石市人口ビジョン

明石市まち・ひと・しごと創生総合戦略

地域の特性を生かし、人口減少の克服と地域活力の向上を行う地方創生の取り組みにおいて、2060年までの人口展望を示す「明石市人口ビジョン」と2019年度までの5か年の目標や施策をまとめる「明石市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の素案を策定しました。住み続けたいまち明石の活力を維持するための方策について意見を募集します。

応募資格／市内在住・在勤・在学の人 応募方法／持参、または郵送、ファクシミリ、メールに住所、氏名、年齢、意見を記入し、10月30日（必着）までに政策室（〒673-8686 市役所内 TEL 918-5010 FAX 918-5101）へ。✉ seisaku@city.akashi.lg.jp

▶ 第2期明石市中心市街地活性化基本計画

引き続き中心市街地活性化に向けた取り組みを進めるための「第2期明石市中心市街地活性化基本計画（素案）」への意見を募集します。応募方法／持参、または郵送、ファクシミリ、メールに住所、氏名、電話番号、意見を記入し、10月30日（必着）までにまち再生室（〒673-8686 市役所内 TEL 918-5229 FAX 918-5136）へ。✉ machisaisei@city.akashi.lg.jp

▶ (仮称)明石市協働のまちづくり推進条例

協働のまちづくりの仕組みや推進方策などを示す「(仮称)明石市協働のまちづくり推進条例（素案）」への意見を募集します。応募方法／持参または郵送、ファクシミリ、メールに住所、氏名、年齢、電話番号、意見を記入し、10月28日（必着）までに、市民協働推進室（〒673-8686 市役所内 TEL 918-5004 FAX 918-5131）へ。✉ communit@city.akashi.lg.jp

▶ 地方独立行政法人明石市立市民病院第2期中期目標

引き続き市民病院が達成すべき業務運営に関する目標をまとめた「第2期中期目標（素案）」への意見を募集します。応募方法／持参または郵送、ファクシミリ、メールに住所、氏名、年齢、意見を記入し、10月15日（必着）までに、地域医療課（〒673-0882 保健センター内 TEL 918-5658 FAX 918-5655）へ。✉ iryo@city.akashi.lg.jp

※それぞれの素案は各担当部署または、行政情報センター、各市民センターで閲覧できるほか、市ホームページにも掲載しています。